令和元年（ワ）第１１１１１号　損害賠償請求事件

原告　甲野　太郎

被告　乙山　次郎

訴状訂正申立書

令和元年６月１０日

○○地方裁判所第１０民事部●係　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　原　　告　　甲　野　太　郎

頭書事件について、原告は、以下のとおり、訴状を訂正する。

第１　当事者の表示中、被告の表示を次のとおり訂正する。

　〒111-1111　名古屋市中区三の丸○丁目○番○号　大名古屋ビル１５階

　　　　　　　　　　　　被　　告　　　　乙　山　次　郎

第２　請求の趣旨を次のとおり訂正する。

　１　被告は、原告に対し、金○○万○○○○円及びこれに対する平成３１年○月○日から支払済みまで、年５％の割合による金員を支払え。

　２　訴訟費用は、被告の負担とする。

　との判決並びに仮執行宣言を求める。

第３　請求の原因を次のとおり訂正する。

１　請求の原因第２項の内「・・・・・・・・・」とあるのを「・・・・・・・・・・」と訂正する。

２　請求の原因第３項を次の通り訂正する。

　「第３　損害

　　　１　治療費

　　原告は、平成３１年１月１５日、本件転倒事故による受傷のために、同日から平成３１年４月１０日まで以下のとおり通院加療を要した。

1. 山田病院　　合計２万５０００円（甲４）

通院期間　　平成３１年１月１５日～平成３１年４月５日

（通院実日数２０日）

　　　　　　・・・・・・・

　　　　２　文書料

　　　　　　・・・・・・・

　　　　３　休業損害

　　　　　　・・・・・・・

　　　　４　慰謝料

　　　　　　・・・・・・・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

以上